

6. 割引制度内容（令和元年11月1日より）

平成30年10月にルート・ダイヤ改正を行ったこともあり、利用者数は上向いている。

黄金山地区乗合タクシー生活交通支援協議会で更なる利用促進策について協議を行ったところ、乗合タクシー沿線上のスーパーを利用した場合に、帰りの運賃の一部を店舗に負担してもらう割引制度を導入することとなった。

■割引制度概要■

1 目的

利用促進を図るため、利用の多いユアーズ本浦店利用者に対し、帰りの運賃の一部をユアーズが負担する。

2 開始日

令和元年11月1日

3 対象者

乗合タクシーを利用して税抜2,000円以上の買物をした人

4 割引について

税抜2,000円以上の買物に対しスタンプを1個付与。スタンプが20個貯まれば回数券（8枚綴り）と交換。

5 運用方法

レジにてスタンプを押印。スタンプが貯まったポイントカードは、乗合タクシー内で回数券と交換。